

資料-3 今後の進め方について

天竜川流域委員会の今後の進め方

これまで天竜川の現状や課題について上流部会と下流部会とに付議し、上流や下流といった地域毎に意見を出していただいていたが、今後、河川整備計画の策定に向けては、委員や各部会員が一同に会すことによって、各地域固有の現状や課題を踏まえた数多くの意見を基に議論をいただき、より幅広く造詣の深いご意見をいただく趣旨から、各部会を委員会に統合する。

天竜川流域委員会の運営について（案）

（趣 旨）

天竜川流域委員会（以下「流域委員会」という。）の議事を円滑に進めるために傍聴にあたってのお願いなどを定めたものです。

（傍 聴）

1. 流域委員会を傍聴される方は、会議場に入室する前に受付において「一般傍聴者受付簿」に必要事項を記入していただきます。
2. 会場内に傍聴者席を準備致しますが、会場の都合により満席の場合は入室をお断りすることがあります。
3. 傍聴者は会場内において、次の事項を守っていただきます。守っていただけない場合は、退室していただく場合があります。
 - 委員への意見、言論への批判、賛否の表明、拍手などは遠慮願います。
 - 意見等がある場合は、事務局にお申しで下さい。所定の用紙により意見等を述べることができます。いただいた意見等は、後日、委員へ情報提供するとともに、ホームページ等にて公表します。
 - なお、いただいた意見等への対応は、懇談会等で地域住民の方からいただいた意見等と併せ、所定の時期にホームページ等で公表します。
 - 私語、談論や機器操作等の雑音等が生じる行動は遠慮願います。
 - 会議中の立ち歩きや、会場への出入りは極力遠慮願います。
 - 携帯電話の使用は遠慮願います。
 - フラッシュライトや撮影照明等を使用した撮影は遠慮願います。ただし、冒頭の委員長挨拶までそれらを使用した撮影は可能とします。
 - 会議内容の筆記、録音等は可能とします。
 - その他、議事の妨げとなるようなことは遠慮願います。
4. 流域委員会は原則公開で行いますが、非公開の決議がなされた時、または委員長が傍聴されている方に退出を命じた時は、傍聴できませんので、速やかに退出していただくこととなります。
5. その他、傍聴される方は事務局の案内に従っていただきます。

（情報公開）

流域委員会の資料及び議事録については、国土交通省中部地方整備局ホームページなどで公表としますが、貴重種の情報、個人情報保護法に抵触するもの等について非公表とする場合があります。

天竜川流域委員会 意見シート

ご意見等ございましたら、このシートに記入のうえ、事務局（受付）にお渡し下さい。

| | |
|-----------|--|
| お住まいの市町村名 | |
| ご意見等 | |
| | |

このシートにご記入、ご提出いただいた意見等は、後日、委員へ情報提供するとともに、ホームページ等にて公表します。

なお、いただいた意見等への対応は、懇談会等で地域住民の方からいただいた意見等と合わせ、所定の時期にホームページ等で公表します。

天竜川水系河川整備計画策定の進め方(案)

ステップ

ステップ

ステップ

【住民等】

- 天竜川ゆめ会議(H12~)
- 三峰川みらい会議(H9~)
- オープンハウス 3回開催
- 河川懇談会 5回開催
- 天竜川シンポ 上流5回開催
下流1回開催
- 天竜川地域懇談会 2回開催

【学識経験者】

- 天竜川ゆめ会議
- 三峰川みらい会議
- 河川懇談会(辰野、伊那、飯田)
- 天竜川地域懇談会(浜松、磐田)
- インターネット等の意見募集

【関係住民の意見を反映させるための必要な措置】
《河川法第16条の2第4項》

- 公聴会(伊那、駒ヶ根、飯田、浜松、磐田)
- 縦覧(上下流沿川市町村役場)
- パブリックコメント(インターネット)

天竜川流域委員会

【河川に関する学識経験を有する者の意見聴取】
《河川法第16条の2第3項》

【行政】

関係自治体との連絡調整

整備計画策定説明会(仮称)

【関係知事の意見聴取】
《河川法第16条の2第5項》
県知事意見聴取

【河川管理者】

整備計画(たたき台)

整備計画(原案)

整備計画(案)

関係機関連絡調整協議(関係省庁)

整備計画 策定(報告)

第4回 天竜川流域委員会 資料-3